

◎新潟県告示第767号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成27年5月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護 介護予防訪問介護	アースサポート新発田	新潟県新発田市舟入町2丁目3番37号	アースサポート株式会社	平成27年5月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームわしま	新潟県長岡市小島谷3399番地	社会福祉法人長岡三古老人福祉会	平成27年5月1日
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	ショートステイ胎内まごころの里きのと	新潟県胎内市大出730番地1	社会福祉法人真心福祉会	平成27年5月1日